

実験用排気・排水処理装置点検業務  
仕様書（令和8年度）

1. 概要

- 1) 業務場所 鳥取市若葉台北一丁目
- 2) 施設名称 公立鳥取環境大学
- 3) 業務種目 実験用排気・排水処理装置点検業務
- 4) 業務内容 実験研究棟及び教育研究棟に設置されている実験用排気装置及び実験排水中和処理装置の点検整備
- 5) 業務期間 契約締結の日から令和9年1月30日まで

2. 特記仕様

1 一般事項

本仕様書および添付図面による。なお、現在使用中の機器整備であり、施設の運用に支障を来たさないよう実施すること。

2 特記事項

(1) 官公署その他への手続き

業務の実施に伴い必要な官公署その他への手続き、検査ならびにその費用は請負者の負担とする。

(2) 発生財の処理等

引渡しを要するもの 無

特別管理産業廃棄物 無

再生資源の利用を図ると指定されたもの 無

(3) 完成写真、完成図書等

次のものを提出する

・完成写真（着手前、完成後）……………各1部

・施工中写真 ……………1部

・各種試験、測定……………各1部

絶縁抵抗測定、電圧・電流値、風量測定、

水質検査（pH、BOD、SS、鉛、銅、溶解性鉄）等

・官公署届出書類（該当ありの場合）……………1部

(4) 用水、電力

業務の実施に伴い必要な用水、電力は既存施設を使用できるものとする。

(5) 業務実施用の駐車場及び仮設建物

駐 車 場：構内駐車施設を利用できる。

仮設建物：構内に作ることができない。

(6) 補修など

業務の実施に伴い既存部分を汚染または損傷した場合は、既成に習い補修する。

(7) 火災保険等

業務目的物及び使用材料等業務実施中の事故に伴う損害を補填するため火災保険等に加入する。(保険の加入期間は、業務完成引渡しまでとする。)

(8) 業務(作業)計画書

供用中の建物内作業であり、事前に業務(作業)内容、業務(作業)範囲、工程、安全対策に加えて既存建物への影響等を記載した業務(作業)計画書を提出し施設管理担当者の承諾を受けること。

(9) 使用材料

使用する材料は事前に使用材料報告書を提出し施設管理担当者の承諾を受けること。

(10) 業務責任者

本業務対象機器の製造者による保守管理に関する知識・技能についての特別教育を受け、保守管理について3年以上の実務経験を有する者、或いは本業務と同等の業務について5年以上の実務経験を要する者。

(11) その他

業務の実施に当たり疑義を生じた場合及び設計図書、仕様書に記載のない事柄については、施設管理担当者と協議の上承諾を得た上で業務を行うこと。

また、業務の途中で新たな異常個所を発見した場合には、施設管理担当者に早急に報告するとともに対応案を検討した上で協議を行い、指示に従うこと。

### 3 業務内容

#### 1 対象機器

##### (1) 実験研究棟

品名	製造者	型番	設置場所	交換部品
ドラフトチャンパー	島津理化	DC1 CBZ-Hc18-H1S	土壌実験 (B105)	排気ファン防振ゴム
同上	同上	DC2 CBZ-DBc12-H1S	共通実験2 (B205)	排気ファン防振ゴム
同上	同上	DC3 CBZ-DBc15-H1S	有機化学系実験 (B204)	排気ファン防振ゴム
同上	同上	DC4 CBZ-DAc18-H1S	廃棄物系実験1 (B308)	排気ファン防振ゴム
同上	同上	DC5 CBZ-Vc18-H1S	廃棄物系実験2 (B309)	排気ファン防振ゴム

同上	同上	DC6 CBZ-Zc12-H1S	無機化学系実験 (B304)	排気ファン防振ゴム
同上	同上	DC7 CBZ-Zc15-H1S	微生物系実験 (B301)	排気ファン防振ゴム ミストキャッチャー ボールタップ
活性炭フィルター ユニット		FU CES-101V 0.75kW	予備実験室 1 (B313)	排気ファン防振ゴム
PH 中和処理 装置	島津理化	HNR	PH 調整室	PH 電極、PH 標準液、 薬注ホース
原水ポンプ	鶴見製作所	TOK4-40PU2.25-63	pH 調整槽	2 台更新

## (2) 教育研究棟

品名	製造者	型番	設置場所	交換部品
ドラフト チャンバー		DC8	化学実験 (4114) (4116)	
スクラバー		SR	屋外	
PH 中和処理 装置		PH2	屋外	ボールタップ、V ベルト

## 2 内容

- (1) 目視点検し、異常がないか確認するとともに清掃、注油等を行う。
- (2) 電気的な異常がないか測定機器にて測定を行う。(絶縁抵抗、電流値等)
- (3) 手動にて動作確認を行い、動作状況、ぐらつき等の有無を確認する。
- (4) 通常運転を行い、運転音、振動等に異常がないか確認を行う。  
(2)(3)(4)の作業にて異常を生じた場合には、調整或いは部品交換を行い異常の無い常態とすること。
- (5) 運転状態にて各種調整、測定(速度、風量等)を行い、所期の性能を確認する。

※ 試験及び運転調整の内容及び実施方法については、事前にその内容を書面により提出し、施設管理担当者の承諾を得ること。

運転調整には施設管理担当者が立会するものとする。

施設管理担当者の確認後、検査職員の完成検査により業務完了とする。